

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【公開番号】特開2014-150404(P2014-150404A)

【公開日】平成26年8月21日(2014.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2014-044

【出願番号】特願2013-18008(P2013-18008)

【国際特許分類】

H 04 R 1/02 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

H 04 M 1/03 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/02 105Z

H 04 R 1/02 102Z

H 04 M 1/02 C

H 04 M 1/03 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月5日(2015.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面から裏面へ通じる開口を有し、筐体の一部を構成する構成部材と、

前記開口を塞ぐよう前記構成部材の前記表面側に固定され、音響を通過させるための貫通孔を有する金属板と、

前記開口に設置され、前記貫通孔からの音響を受ける又は前記貫通孔へ音響を放出する前面が前記金属板と対向するように配置された音響素子と、

を備えた電子機器。

【請求項2】

前記音響素子は、少なくともその一部が前記構成部材の開口に収容されている請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記構成部材の表面と前記金属板の裏面との間に、中央に開口を有する粘着部材が介在し、該粘着部材によって、前記構成部材の表面に前記金属板の裏面の外周部が固定されると共に、該金属板の裏面の内周部に前記音響素子の前面の外周部が固定されている請求項1又は請求項2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記金属板は磁性材料から形成されている請求項1乃至請求項3の何れかに記載の電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

更に又、金属板(8)の材質として、SUS430等の磁性金属を採用した場合、スピーカ(7)から前方へ放出される漏洩磁束が該金属板(8)によって吸収されるため、漏洩磁束が外部機器に及ぼす悪影響を抑制することが出来る。